

諮問番号：令和5年度諮問第35号  
答申番号：令和6年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年4月15日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

元恋人からの精神的、心身ともに受けたDVを「迷惑行為」と書かれたことが納得できない。よって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人から令和4年4月12日付けで申請のあった敷金等の支給申請（以下「本件申請」という。）について、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）及び生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の敷金等の支給要件に該当しないと判断し、本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、審査請求人の転居理由が、敷金等の支給要件の一つである病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当しないとした処分庁の判

断について検討する。

敷金の支給要件の一つとして、課長通知のとおり、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合が示されている。

以下検討すると、①令和4年3月15日、処分庁は、審査請求人から通院中の病院に対して転居に係る意見書を依頼してほしい旨依頼を受けたことから、課長通知第7問30答12に該当する可能性があると判断し、病院に対して、転居に係る意見書の提出を求めたこと、②処分庁が同月29日に受理した病院から提出のあった「診療状況について（回答）」には、主治医の意見として、「本人より、交際している男性から暴言・暴力を受けているため苦痛を感じており病状にも悪影響が出ていると報告あり。このため転居を希望しており、環境調整が必要と考えられます。」との記載があったことが認められる。

これらのことからすると、病院から提出のあった「診療状況について（回答）」によれば、処分庁が把握した審査請求人の病状に悪影響が出ている事情については、交際相手からのDVに係る審査請求人の主張のみであり、審査請求人の病状の悪化についての客観的・具体的な記載はないため、当該記載内容をもって病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当すると判断することはできない。

また、審査請求人の病状については、住環境により悪化した旨の記載はなく、他に審査請求人の病状が住環境により悪化したことが分かる資料は、本件事件記録からは確認できない。

以上のことからすると、審査請求人の転居理由について、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当しないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

- (3) 次に、審査請求人の転居理由が、敷金等の支給要件の一つである犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために借家等に転居する必要がある場合に該当しないとした処分庁の判断について検討する。

敷金の支給の要件の一つとして、課長通知のとおり、犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合が示されている。

なお、課長通知第7問30答18により敷金等が認定される場合については、問答集問7の104の2答のとおりである。

以下検討すると、処分庁が病院から「診療状況について（回答）」を受理した経緯等については前記（2）のとおりである。

また、①令和4年3月29日、処分庁は、DV担当課に対して、審査請求人から交際相手からのDVについての相談があったか確認したところ、DV担当課より相談はない旨の回答があったこと、②同年4月12日、処分

庁は、審査請求人に対し、元交際相手からの暴言・暴力について、警察に相談していないか確認したところ、警察には相談していない旨の回答があったことが認められる。

これらのことからすると、元交際相手から審査請求人への暴言・暴力については、DV担当課や警察等への関係機関に被害相談等を行った事実が認められないことから、課長通知第7問30答18及び問答集問7の30答18〔問答集問7の104の2答〕の犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合に該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 最後に、審査請求人の転居理由が、敷金等の支給要件の一つである双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合に該当しないとした処分庁の判断について検討する。

以下検討すると、審査請求人の父（以下「父」という。）は65歳以上の高齢者ではなく、稼働年齢層であることが認められる。

また、審査請求人は、父の現状について、父が最近階段からこけて骨折をしたことや金銭関係等のトラブルがあることから心配である旨処分庁に相談したことが認められるが、審査請求人は、処分庁に対し、父の骨折は治っている旨説明しており、父が日常的介護を必要とする状況であるとの説明を行った経過は確認できない。

さらに、処分庁と父とのやりとりにおいても父が日常的に介護を必要とする状況は認められず、他に本件事件記録には父の介護についての記載はないことから、父が日常的介護を必要とする状況であると認めることは困難である。

以上のことからすると、審査請求人の転居理由について、扶養義務者が日常的介護のために高齢者等の近隣に転居する場合には該当しないとした処分庁の判断はやむを得ないものと言わざるを得ない。

- (5) 以上を踏まえると本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の通知書には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和6年3月 6日	諮問書の受領
令和6年3月 7日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月21日 口頭意見陳述申立期限：3月21日
令和6年3月21日	第1回審議
令和6年4月24日	第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (2) 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について、第3項において「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、第4項において「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない」と、第9項において「第1項から第7項までの規定は、(中略) 保護の変更の申請について準用する。」と定めている。
- (3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4(1)カにおいて、敷金等について、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略) 必要な額を認定して差しつかえないこと(後略)」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (4) 課長通知第7問30は、「局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。」の答として、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」として、1から18を示し、12においては「病氣療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合(中略)であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」と、16においては「(前略) 双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合」と、18においては「犯罪等により被害を受け、又は

同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (5) 問答集問7の104の2は、課長通知第7問30答18により敷金等が認定される場合として、「次のいずれかに該当するような者のうち、一時保護の施設等の他法他施策を活用出来ない特別な事情があつて、かつ、配偶者暴力相談支援センターや各地方自治体における高齢者の保護、養護者に対する支援等の担当部署、警察等の関係機関からの要請があつた場合やそれらの関係機関に被害相談等を行った事実がある場合で、安全確保のために転居が必要と認められる場合が考えられる。①ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定による被害者 ②児童虐待の防止等に関する法律の規定による虐待を受けた児童 ③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者 ④犯罪被害者等基本法の規定による犯罪被害者 ⑤高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による虐待を受けた高齢者 ⑥障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による虐待を受けた障害者」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査請求人の資料等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年6月19日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和4年3月7日、審査請求人は処分庁に対し、転居及び転居費用の支給について相談した。その際、父について、最近階段からこけて骨折をしたことや、金銭関係のトラブルがあり心配であるとして、父の近くに転居したい旨を伝えた。なお、処分庁弁明書によれば、父は昭和39年生まれと記載されている。
- (3) 令和4年3月15日付けで、処分庁は、課長通知第7問30答12に該当する可能性があるとして、審査請求人の通院するAクリニックに対し病状照会を行った。

その回答である令和4年3月26日付けの「診療状況について（回答）」には、病名について「○○○○○○○○○○○○」、主治医の意見として「本人より、交際している男性から暴言・暴力を受けているため苦痛を感じており病状にも悪影響が出ていると報告あり。このため転居を希望しており、環境調整が必要と考えられます。」と記載されている。

- (4) 令和4年3月23日、審査請求人は処分庁に対し、父の骨折は治ったが、

金銭面等が心配であるため父の近くに転居したい旨を伝えた。

- (5) 令和4年3月29日、処分庁の担当者は、処分庁においてDVを担当する部署に対し、審査請求人から交際相手による暴力等に係る相談を受けていないことを確認した。
- (6) 令和4年4月12日付けで、審査請求人は、本件申請を行った。  
同日、処分庁が審査請求人に対し、元交際相手からの暴言・暴力に係る警察への相談について尋ねたところ、警察には相談していないがこころの相談センター〔〇〇〇〇〇〇センター〕には電話相談したことがあるとの回答を得た。
- (7) 令和4年4月15日付けで、処分庁は、本件処分を行った。本件処分の通知書には、却下の理由として、「敷金等について、平成29年1月14日より現住居に入居しており、令和2年6月19日の保護開始以後、住環境により傷病が悪化した経過はなく、転居に際し敷金等を必要とする場合（局長通知第7の4（1）カ、課長通知第7問30答12）の病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合には該当しない。元交際相手からの迷惑行為について、配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関から処分庁への保護や支援の要請はなく、それらの関係機関に被害相談等を行った事実がないため、転居に際し敷金等を必要とする場合（局長通知第7の4（1）カ、課長通知第7問30答18、問答集問7の104の2）の犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために借家等に転居する必要がある場合には該当しない。中略〔審査請求人〕の父について、高齢者ではなく、日常生活動作（ADL）は自立しているため、転居に際し敷金等を必要とする場合（局長通知第7の4（1）カ、課長通知第7問30答16）の双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合には該当しない。」と記載されている。

### 3 判断

- (1) 処分庁は、本件申請について、前記1（4）、（5）の敷金等の支給要件に該当しないと判断し、本件処分を行ったことが認められる。
- (2) まず、審査請求人の転居理由が、敷金等の支給要件の一つである病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当しないとした処分庁の判断について、本件処分の通知書に記載されている却下の理由の順により検討する。

敷金等の支給要件の一つとして、課長通知には、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合が示されている。

以下検討すると、①令和4年3月15日、処分庁は、審査請求人から通院

中のAクリニックに対して転居に係る意見書を依頼してほしい旨依頼を受けたことから、課長通知第7問30答12に該当する可能性がある判断し、Aクリニックに対して、転居に係る意見書の提出を求めたこと、②処分庁が同月29日に受理した「診療状況について(回答)」には、病名とともに主治医の意見として、「本人より、交際している男性から暴言・暴力を受けているため苦痛を感じており病状にも悪影響が出ていると報告あり。このため転居を希望しており、環境調整が必要と考えられます。」との記載があったことが認められる。

これらのことからすると、Aクリニックから提出のあった「診療状況について(回答)」によれば、処分庁が把握した審査請求人の病状に悪影響が出ている事情については、交際相手からのDVに係る審査請求人の主張のみであり、審査請求人の病状の悪化についての客観的・具体的な記載はないため、当該記載内容をもって病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当すると判断することはできない。

また、審査請求人の病状については、住環境により悪化した旨の記載はなく、他に審査請求人の病状が住環境により悪化したことが分かる資料は、本件事件記録からは確認できない。

以上のことからすると、審査請求人の転居理由について、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当しないとされた処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(3) 次に、審査請求人の転居理由が、敷金等の支給要件の一つである犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために借家等に転居する必要がある場合に該当しないとされた処分庁の判断について検討する。

敷金等の支給の要件の一つとして、課長通知のとおり、犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合が示されている。

なお、課長通知第7問30答18により敷金等が認定される場合については、問答集問7の104の2答のとおりである。

また、①令和4年3月29日、処分庁は、DVを担当する部署に対して、審査請求人から交際相手からのDVについての相談があったか確認したところ、同部署から相談はない旨の回答があったこと、②同年4月12日、処分庁は、審査請求人に対し、元交際相手からの暴言・暴力について、警察に相談していないか確認したところ、警察には相談していないが、〇〇〇〇〇〇センターには電話相談したことがある旨の回答があったことが認められる。

これらのことからすると、元交際相手から審査請求人への暴言・暴力については、DVを担当する部署や警察等への関係機関に被害相談等を行っ

た事実は認められず、また、一般的に、〇〇〇〇〇〇センターに電話相談したことをもって、前記1（5）の問答集問7の104の2答に該当する者と判断することはできないため、課長通知第7問30答18及び問答集問7の104の2答の犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合に該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 最後に、審査請求人の転居理由が、敷金等の支給要件の一つである双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合に該当しないとした処分庁の判断について検討する。

まず、父は65歳以上の高齢者ではなく、審査請求人は、父が階段からこけて骨折をしたことや金銭関係等のトラブルがあることから心配である旨を処分庁に相談したことが認められるが、父の骨折は治っている旨も説明しており、父が日常的介護を必要とする状況であるとの説明を行った経過は確認できない。

また、本件事件記録には、上記以外に父の介護についての記載はないことから、父が日常的介護を必要とする状況であると認めることは困難である。

以上のことからすると、審査請求人の転居理由について、扶養義務者が日常的介護のために高齢者等の近隣に転居する場合には該当しないとした処分庁の判断はやむを得ないものと言わざるを得ない。

- (5) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第6 付言

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の通知書には、根拠となる法令についての記載がないことから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示（法第24条第4項）を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記すること

が望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉